

V 難民の国際法と日本法（その2）

C 日本の難民法

[文献] Syuichi FURUYA 2005, "Implementing International Refugee Law through a National Legal System: Practice in Japan", *Japanese Annual of International Law*, No.47

[文献] 岩沢雄司2006「日本における国際難民法の解釈適用」ジュリスト1321号

[文献] 小畑郁2007「難民」国際法外交雑誌107巻4号139頁以下

1 難民の概念

(参考) UNHCR難民認定ハンドブック [改訂版]

http://www.unhcr.or.jp/protect/pdf/20090210_rsd.pdf

a 日本法上の「難民」の意義

入管法（以下「法」）2条3号の2 [B2010; 3-32; 267頁 / B2011; 267頁]

b 迫害の概念

[文献] 阿部浩己2010「難民条約による迫害の相貌」

伊藤和夫在職50周年記念『日本における難民訴訟の発展と現在』（現代人文社）

┌多数判例の定義：「生命又は身体の自由に対する侵害又は抑圧であって、通常人において受忍

し得ない苦痛をもたらすもの」（たとえば、東京高判2004(H16)・8・31LEX/DB28100782）

└少数判例の定義：「生命又は身体の自由の侵害又は抑圧並びにその他の人権の重大な侵害」

（東京高判2005(H17)・5・31公刊物未登載・国際法外交雑誌107巻4号162頁）

★多数判例の定義と少数判例のそれとは、実益においてどのような相違があるか。

c 「恐怖」の基準

[判例] 東京高判2003(H15)・5・22判時1830号33頁LEX/DB28082375：通常人基準

d その他の論点

2 難民認定制度

a 難民認定の意義

[判例] 名古屋地判2004・4・15裁判所HP, LEX/DB28091802

法70条の2 [B2010; 288頁 / B2011; 287頁] も参照

b 認定手続

申請に基づく法務大臣による認定

（法61条の2第1項[B2010; 281頁 / B2011; 282頁]）

難民調査官の関与（法61条の2の14）

└入国審査官のうち指定された者（法2条12号の2）

c 異議申立手続

法務大臣による決定

難民審査参与員（法61条2の10）の意見聴取（法61条の2の9）

[2004年改正による追加]

2 難民認定申請・難民認定の効果 [ほとんどが2004年改正による追加]

a 難民認定申請の効果

①仮滞在の「原則」許可（法61条の2の4）

→退去強制手続（収容を含む）の停止（法61条の2の6第2項）
に対応

★仮滞在制度は、難民条約の要請を承けたものと考えられる。どのような意味でそうした意味をもつか（参照：難民条約31条2項 [B2010; 3-29; 264頁 / B2011; 264頁]）。

②送還の停止（法61条の2の6第3項）

b 難民認定の効果

①「難民旅行証明書」の原則付与（法61条の2の12）

②「定住者」の在留資格の原則付与（法61条の2の2第1項）

：（条約）難民の庇護権の法律による承認

c 仮滞在・「定住者」付与の例外

6か月ルール（法61条の2の2第1項1号）

「安全な第3国」の適用（同2号）

※「直接本邦に入った」の意義

[判例] 広島高判2002・9・20判時1814号161頁LEX/DB28085030

＋一定の要件（仮滞在については加重、法61条の2の4第1項1～9号）

表：仮滞在許可の実績

	2005	2006	2007	2008	2009
許可	50	122	79	57	71
不許可	276	599	359	599	956*

資料：『出入国管理』H20年版49-50頁、H21年版47頁、H22年版50頁

*仮滞在の可否の判断をした人数から許可者数を減じた数字。なお、2009年の不許可の主な理由として、6か月ルール不適合が796人、既に退去強制令書を発付されていたものが476人とされている。

3 難民の退去強制

[判例] マウンマウン事件 大阪高判2005・6・15判時1928号29頁LEX/DB28111464

★最近では、難民該当性はほぼ自動的な退去強制令書取消事由とされているが、それには2004年改正の影響があるものと考えられる。それはどうしてか。

☆難民該当性を退去強制令書取消事由とすることには、入管法解釈上の難点が存在する。それはどういうものか。

☆日本の難民法は、難民条約という国際水準から見て、2004年の入管法改正により画期的に改善された。この改正は、政治的には瀋陽事件をきっかけとするものであった。難民の国際法に批判的な立場を参考にして、この改正の問題点も考えてみよう。